水害にあった家屋の対応

2023年台風13号　いわき市編

JVOAD

技術系専門委員会

水害編
外水氾濫

復旧ロードマップ

被災後の復日についての大まかな目安です。ご参照ください。

罹災証明申請
火災保険確認・請求

生活について

罹災証明保険

住宅修繕資金計画

保険金・支援金・減免制度など
資金計画（融資/自己資金）家計の見直しなど

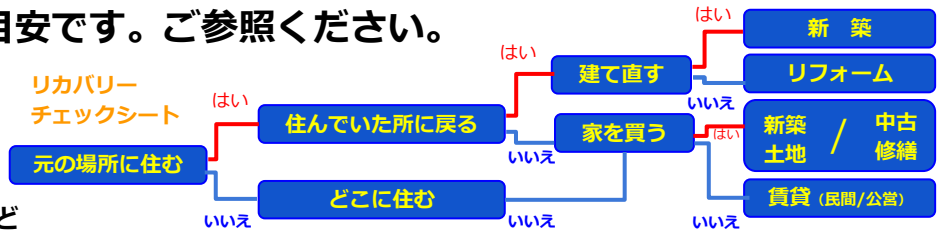

リフォームする場合は

家屋について

写真記録

家財搬出

写真や大切なもの保護
災害廃棄物搬出など

家屋処置

写真を撮る

家屋=4方向
家財=各部屋
罹災証明・保険手続きに有効

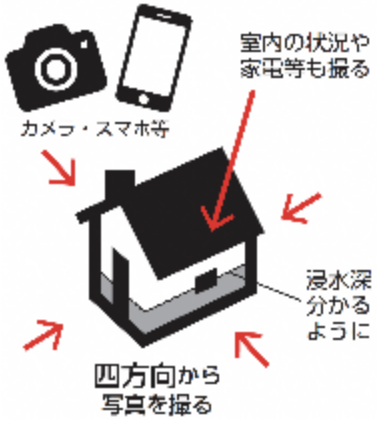

被害認定の目安

木造戸建住宅の場合

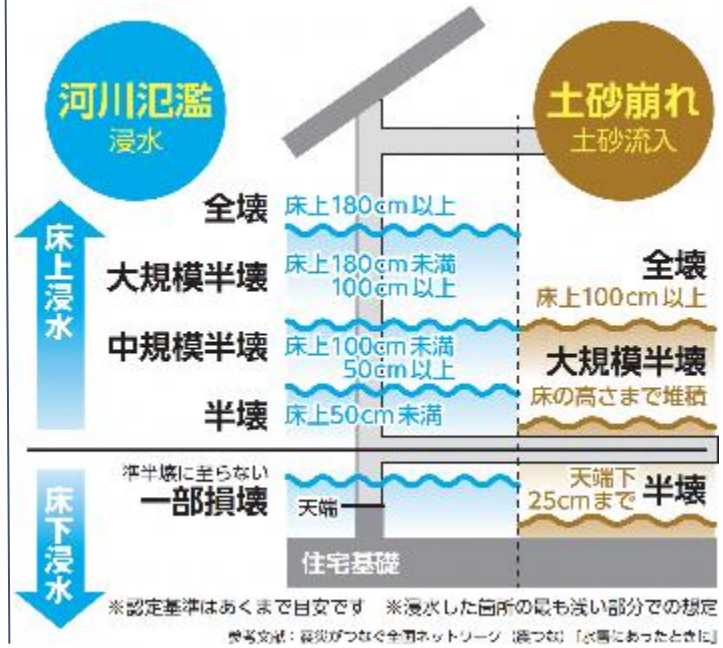

家屋処置の手順

- 家財・畳出し清掃
- 壁・断熱材 床下の確認
- 乾燥

自分でできない時は
災害ボランティアセンターへ
相談してください

いわき市災害ボランティアセンター
（いわき市社会福祉協議会内）
０２４６－３８－６６３１
０８０－２８０６－９０２３
０８０－２８０６－９０２４
０８０－２８０６－９０２５

新たな生活へ

新築
新たに家を建て直し住みます

リフォーム
家を修繕して再び住みます

住み替え
引っ越して別の住居に住みます

「公費解体」制度について
特例処置により、家屋の解体を公費で行う事ができる制度。自治体や災害規模により内容も変わってきます。

本資料は災害支援ネットワークおかやま被災家屋部会が発行する資料を元に、令和5年台風13号いわき市による災害支援のためにJVOAD技術系専門委員会の監修にて作成しております。

被災後にすべきこと（手続き編）

令和５年台風13号により被災された方の支援制度　（2023年9月25日時点）

- **被災者生活再建支援制度**

被災者生活再建支援制度のご案内　（令和5年9月22日更新）

※ 制度の支給対象となるのは、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模」した世帯、「やむを得ず住宅を解体」した世帯となります。

1. 被災者生活再建支援制度の内容

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき、令和5年台風第 13 号により**居住する住宅**が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、「支援金」を支給し、生活の再建を支援するものです。

※ 住んでいる方に対する支援制度のため、非住家や事業所は対象となりません。

※ 基準日に当該住宅を生活の本拠としていた世帯を対象とします。

※ 一時的な滞在や別宅等を所有しているだけの世帯は対象となりません。

※ 貸家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象になります。

2. いわき市において支給対象となる被災世帯

令和5年9月8日現在いわき市内に居住の世帯で、令和5年台風第13号により

① 住宅が「**全壊**」した世帯

② 住宅が「**大規模半壊**」した世帯

③ 住宅が「**中規模半壊**」した世帯 （加算支援金のみ該当）

④ **やむを得ず住宅を解体した世帯 ・・・ 業者が発行した「取壊し証明書」と解体しなければならなかった「理由書」が必要**

※ ④やむを得ず住宅を解体した世帯について

住宅に半壊以上（半壊、中規模半壊、大規模半壊）の被害が生じ、倒壊の危険があるなどの理由で住宅を取り壊した場合

⇒ この場合、全壊世帯扱いとなる。

いわき市　被災者生活再建支援制度のご案内　より

令和５年台風13号により被災された方の支援制度　（2023年9月25日時点）

- **被災者生活再建支援制度**

3. 支援金の支給額

支給額は、(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と、
(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）の合計額となります。

【支給内容】

（単位：万円）

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
	解体世帯		補修	100	200
	長期避難世帯		賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊	―	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25

（単位：万円）

区分		基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
単数世帯	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
	解体世帯		補修	75	150
	長期避難世帯		賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊	―	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

※ 住宅の再建方法が決まっていない場合等は、2 回に分けて申請できます。
（例） 1 回目は基礎支援金のみ、2 回目に加算支援金を申請などです。

※ 一時的に賃貸住宅（借上げ住宅・公営住宅等を除く）に入居された世帯が加算支援金「50 万円」を受給した後、申請期間内に住宅を「建設・購入」または「補修」を行う場合は、再度申請を行って、既に支給した額との差額を受け取ることができます。

（例） 1回目に「賃借　50万円」を受給し、2回目に「建設・購入　200万円」で申請すると、差額の150万円が支給されます。
ただし、住宅を「補修」するとして加算支援金を受け取った場合は、その後申請期間内に住宅を「建設・購入」したとしても、既に受給した額との差額を原則受け取れませんので、ご注意下さい。（再度申請することはできません）

いわき市　被災者生活再建支援制度のご案内　より

令和５年台風13号により被災された方の支援制度　（2023年9月25日時点）

- **被災者生活再建支援制度**

4. 支援金の申請手続き

【受付期間】

基礎支援金／加算支援金　：　令和5年9月 23 日（土）～

【申請方法】　※ 次の必要書類をそろえた上、世帯主の方が市の窓口に申請してください。

（1）基礎支援金申請の場合

・被災者生活再建支援金支給申請書　・り災証明書（原本）　・世帯全員の住民票（又は外国人登録済証明書）　・振込口座の通帳の写し（世帯主名義）　・区長による居住証明書（住民登録がない場合）　・印鑑　・その他必要なもの

⬇

※「半壊」「中規模半壊」または「大規模半壊」の、り災証明を受け、やむを得ず住宅を解体した世帯は、次の書類が必要となります。
（「やむを得ず解体」の理由として、住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険である、居住のための修理費があまりにも高額になる等があります。）

【その他必要な書類】
・解体証明書発行願　・解体しなければならなかった「理由書」
・住家の危険な状態が確認できる写真又は修理費が高額であることが確認できる見積書
・解体した業者の発行する取り壊し証明書又は滅失登記簿謄本

※「解体証明書発行願」は支援金の申請窓口に用意してあります。解体年月日を記入しますので、解体が済んでから、支援金の申請書とあわせて提出してください。

（2）加算支援金申請の場合

住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書等の写しをご用意ください。
※基礎支援金と同時に申請されない場合は、被災者生活再建支援金申請書も再度提出ください。

5. 支給までの流れ

窓口で受付した申請書は、福島県を経由して、国から委託を受けている「公益財団法人都道府県センター」が受理し、申請書の内容を審査した上でご指定の金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。（※　申請から支給までに書類に不備のない方でおおむね3ヶ月です。）※単身世帯の方が支給を受ける前（申請後も含む）に亡くなられた場合は、支給されません。　（支援金は相続対象外です）

【問い合わせ】いわき市保健福祉課　保健福祉係　電話0246-22-7612（専用）

いわき市　被災者生活再建支援制度のご案内　より

令和５年台風13号により被災された方の支援制度　（2023年9月25日時点）

- **被災救助費救助金**

台風１３号で被災された皆様へ

「被災救助費救助金」を支給します

市では、９月８日に発生した台風１３号により、住宅が損害を被った市民の方に対し「被災救助費救助金」を支給します。

1　対象となる方：「全壊」「半壊」「床上浸水」のり災証明を受けた方

2　支援の内容

区分	1世帯につき	被災者1人につき
全壊	100,000円	20,000円
半壊	50,000円	10,000円
床上浸水	30,000円	—

3　申請方法：電子申請または窓口申請

電子申請をご利用の方はこちらのＱＲコードを読み取りください

4　必要書類：世帯主名義の通帳の写し、り災証明書

5　窓口受付：① 現地支援センター（内町立町集会所、白水町上代集会所）
受付時間：9：00～16：30（土・日・祝日含む）

② 市文化センター科学展示室跡（１階）、内郷支所会議室（１階）
受付時間：9：00～16：30（平日のみ）

③ 各地区保健福祉センター
受付時間：8：30～17：00（平日のみ）

事務担当　保健福祉課保健福祉係
電話　22-7451

被災後にすべきこと（家屋対応編）

家屋の対応の流れ

①写真を撮る

②家財・畳出し・清掃

③工務店等への相談

④壁・断熱材・床下の確認

⑤乾燥

①写真を撮る

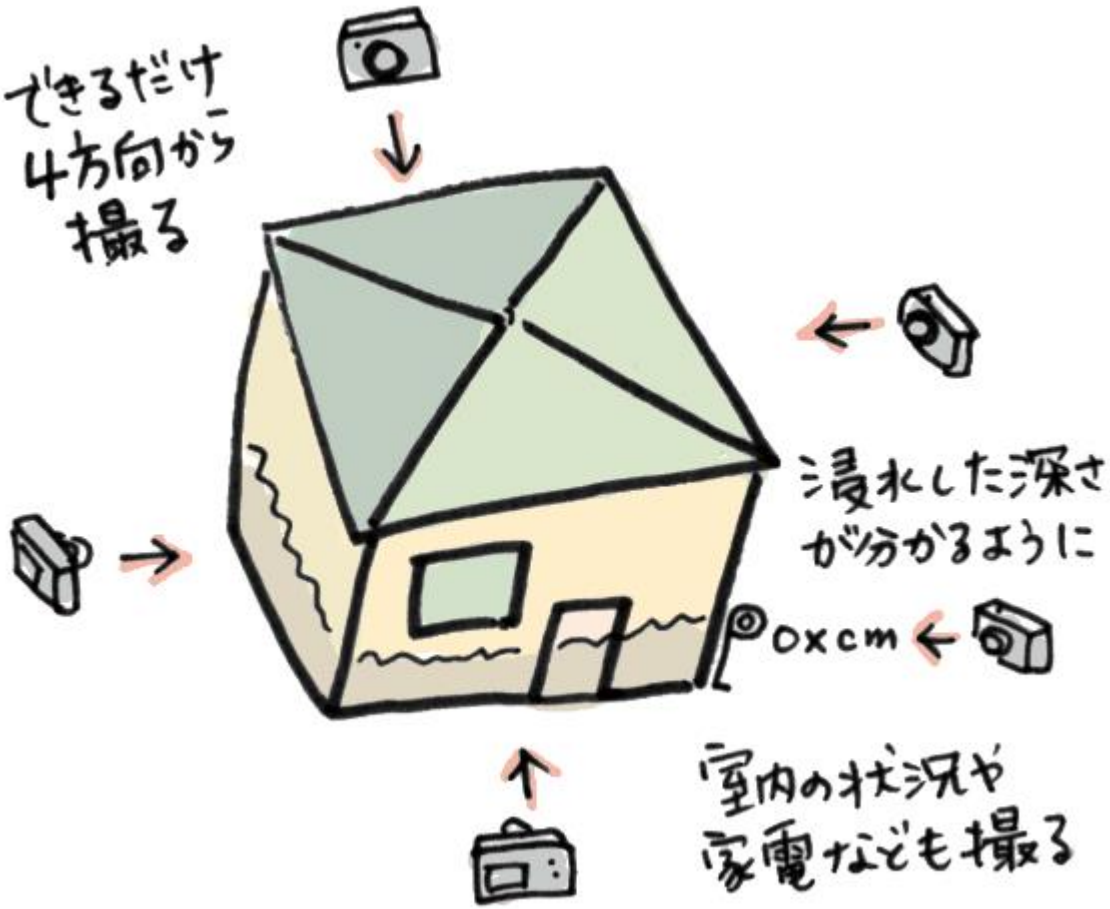

出典：震災がつなぐ全国ネットワーク

②家財・畳出し・清掃

●作業を行なう際の服装

安全第一で進めましょう。衛生管理や体調管理が重要です

出典：震災がつなぐ全国ネットワーク

②家財・畳出し・清掃

●作業を行なう際のポイント

- 家具や家電は「そのまま使えるもの」、「乾燥させて使うもの」、「処分するもの」に分別する
- 人手が必要なときは、災害ボランティアセンターに相談しボランティアにきてもらう
- ごみを分別する　※分別方法は次のページに記載
- 濡れた写真やアルバムは広げて干しておく
- 食器などは消毒する

▼ 濡れた写真を乾かす様子

ベンザルコニウム塩化物（オスバンなど）や次亜塩素酸（ハイターなど）で消毒する

出典：震災がつなぐ全国ネットワーク

災害ごみの出し方について

（戸別収集について）

災害ごみ仮置場は10月9日に受付を終了し、受付終了後の災害ごみについては戸別収集しています。必要なかたは、ごみ減量推進課（電話：0246-22-1229）へお申し込みください。

収集の方法

- お申し込みがあった**お宅の災害ごみを回収**します
- **「災害廃棄物」などと記載し、分別し道路側にまとめて置いて**ください
- **立ち合いは不要**です。

【災害ごみの分別】
(1)可燃物（汚れた衣類、木製家具など）
(2)不燃物（ガラス、陶磁器、瓦、コンクリート片、土砂など）
　※敷地内に流入した泥や土砂などは、土のう袋などに
　　入れてください
(3)金属類（なべ、フライパンなどの金属製品、自転車など）
(4)廃家電（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、電子レンジなど）
(5)畳・マットレス（畳、マットレス、布団類）
(6)処理困難物（消火器、廃油、電池類、バッテリーなど）

戸別収集受付終了日時
令和5年10月31日(火)　午後4時30分
11月1日以降については、清掃センター等への自己搬入などについてご案内しますので、
ごみ減量推進課(0246-22-7559)にお問い合わせください。

いわき市HP　被災者生活再建支援パンフレット
https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1694516625838/index.html

②家財・畳出し・清掃

自分で出来ないときはいわき市災害ボランティアセンターへ相談してください。

例えばこんなお手伝いができます！

- ❏ 濡れた畳をあげる作業
- ❏ 不要になった家具や家電の運び出し
- ❏ 家屋内・外の片付け
- ❏ そうじ（床、窓、家具など）
- ❏ 災害ごみのまとめ、自宅前までの搬出
- ❏ 泥出し（家屋敷地内）
- ❏ その他床板の確認並びに床下の泥出し等について

○床上浸水世帯で一人暮らしの高齢者など、自分で片付けできない、他に頼れる方がいない方等を優先させて頂きます。

▼問い合わせ・連絡先

いわき市災害ボランティアセンター（いわき市社会福祉協議会内）
いわき市平字菱川町１－３
電話：①０２４６－３８－６６３１
②０８０－２８０６－９０２３
③０８０－２８０６－９０２４
④０８０－２８０６－９０２５
FAX：０２４６－３８－６６３２
※受付は午前9時から午後5時まで

③工務店、保険会社、自治体等への相談

住宅再建については以下の流れで相談をするようにしてください。

1. 大工さん等家を建ててもらった人（工務店、大工さん、メーカーの担当者など）へ連絡を取る。

1. 家屋の修繕作業として、壁内部の断熱材、壁紙の下地ボード、床板、床下の断熱材の撤去や修繕方法、スケジュール、費用について確認する。

③工務店、保険会社、自治体等への相談

修繕費は加入している**火災保険**や**住宅に関する支援制度**で、一部の費用を補填できる可能性があります。

・火災保険

加入している保険会社の事故受付窓口に問い合わせをしてください。保険証書（証券）がある場合はお手元にお持ちください（必須ではありません。）

※保険証書（証券）を失くして自分またはご家族の入っている保険がわからないときは以下のいずれかの窓口にお問い合わせをしてください。

・生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」　0120-001731（平日 9:00-17:00)

・日本損害保険協会「自然災害等損保契約照会センター」0120-501331（平日 9:15-17:00）

③工務店、保険会社、自治体等への相談

・住宅に関する支援制度（2023年９月25日時点）

いわき市役所へ問い合わせをして、ご自身が対象となるかご相談ください。り災証明書が必要となります。

問い合わせ先：建築指導課（電話0246-22-7516）

1、住宅の応急修理制度

住宅が一定規模の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯を対象に、日常生活に必要不可欠な部分の最小限度の応急修理に係る工事代金をいわき市が施工業者に直接支払う制度です。
業者へ工事代金の支払いが完了してしまうと本制度を利用することができませんのでご注意ください。

【限度額】

・半壊以上：最大70万6千円（世帯）

・準半壊　：最大34万3千円（世帯）

※上記の限度額が市から工事業者に支払われる制度です

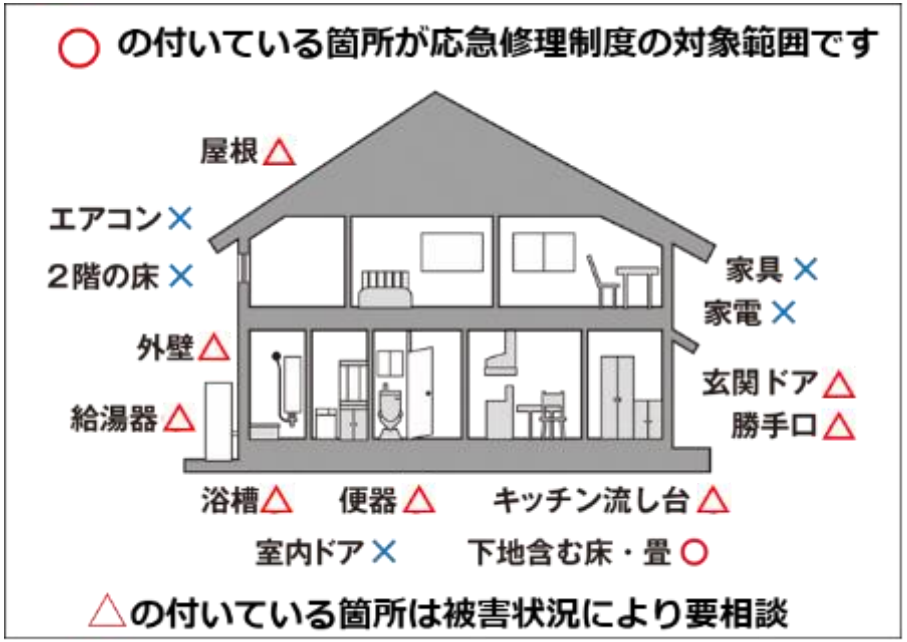

いわき市HP　被災者生活再建支援パンフレット

https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1694516625838/index.html

④壁・断熱材・床下の確認

注意！壁の裏や床下の断熱材
●壁の裏や床下の断熱材は、素材によっては
水を吸収しやすいため、放置するとカビが生えます。

④壁・断熱材・床下の確認

■床下に泥や水がたまっていないか確認する

住宅が一度でも浸水したら、床下に水や泥が入り込んでいないかの確認をお勧めします。洋間(フローリングやじゅうたん敷き）の場合、点検口を増設してもらうなどして、確認をしましょう。水や泥がたまっている場合は、早めに取り除かないと、後になってカビや悪臭がする可能性が高まります。

①和室の床板をはがす

②床板に並び順を記入

③床下にたまった泥

④壁・断熱材・床下の確認

洋室 （フローリング・じゅうたんの部屋）

●床下の確認方法

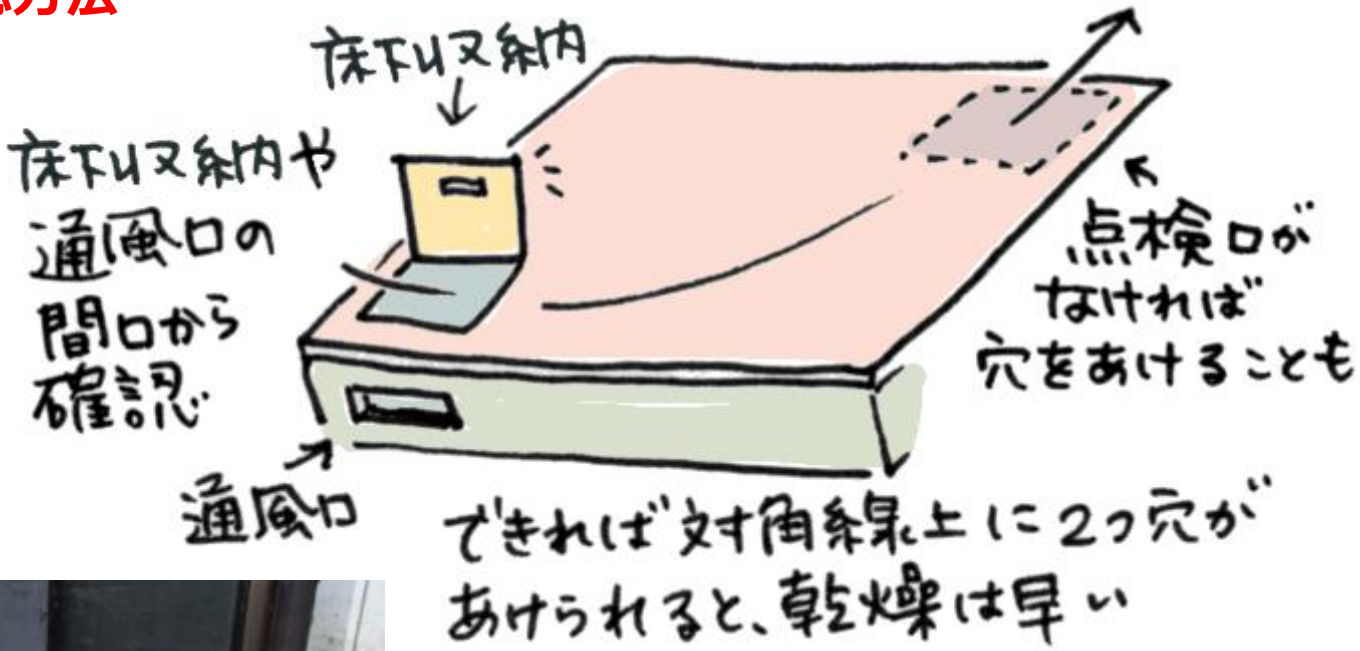

出典：震災がつなぐ全国ネットワーク

水や汚泥がたまっていないかどうか確認

④壁・断熱材・床下の確認

床下が濡れている。また床下の状態を確認してほしい方は、いわき市災害ボランティアセンターへ相談してください。

資機材（サーキュレーター）の貸し出しを行います。ご自身で対処できない場合は専門のNPOがご自宅に伺い、床下に溜まった水抜きや乾燥作業を実施します。

▼問い合わせ・連絡先

いわき市災害ボランティアセンター（いわき市社会福祉協議会内）
いわき市平字菱川町１－３
電話：①０２４６－３８－６６３１
②０８０－２８０６－９０２３
③０８０－２８０６－９０２４
④０８０－２８０６－９０２５
FAX：０２４６－３８－６６３２
※受付は午前9時から午後5時まで

⑤乾燥

○ポイント

湿気がカビ、腐食、金物のサビ、悪臭の原因となります。
予防のために大切なのは

乾燥です

○乾燥の期間

使用建材や工法、立地等によって異なりますが、

1～3ヶ月程度は必要です

⑤乾燥

方法は

とにかく換気
湿気を防ぐ！

⑤乾燥（自然換気による乾燥）

晴れた日は窓を開けて外気を取り入れる。

家具なども隙間を空けて配置する。押入れやクローゼットの扉も開けておく。

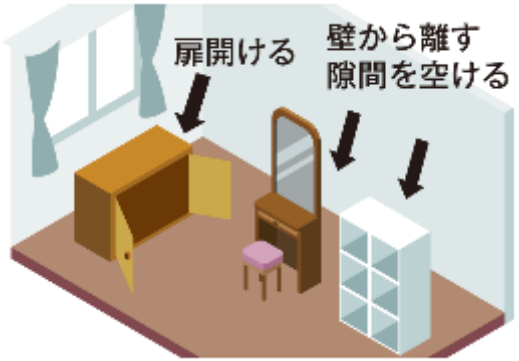

床板や床下点検口を開け、空気の通り道をつくる。

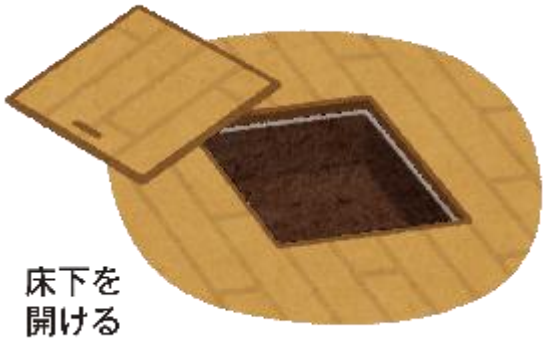

基礎の通風口を掃除し、**通風口前にある障害物を移動**し空気を通りやすくする。

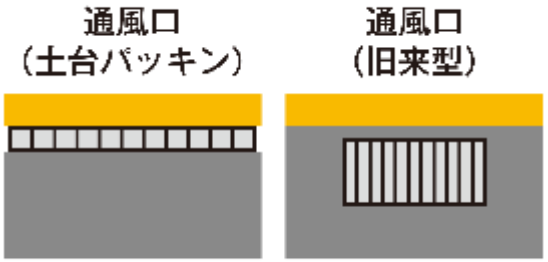

⑤乾燥（機材等を使用した乾燥）

換気扇

自然換気とあわせて使用する。
雨天時は窓を閉めてキッチンやお風呂場などの換気扇を回す。

エアコン

基本的には夏季は熱中症予防を優先して「冷房」を使用する。

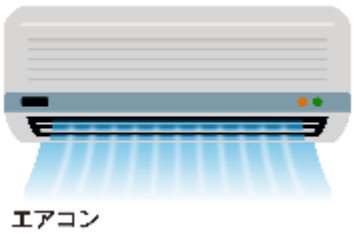

※エアコンを使用しているときは窓を締め切り、換気扇も止める。

扇風機・サーキュレーター・送排風機

床下に向けて空気を循環させる

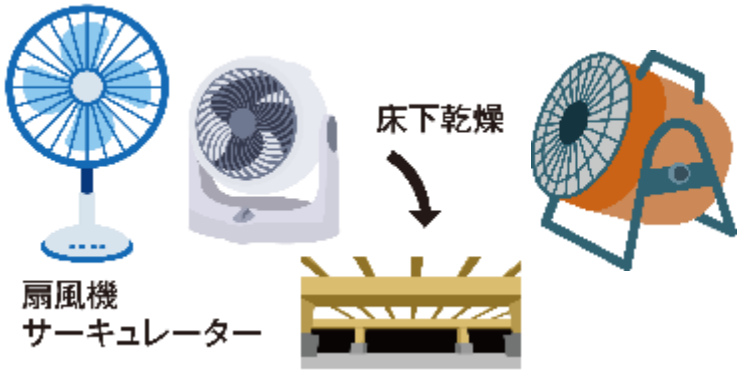

除湿機・除湿剤

所有していれば、部屋の広さにあった除湿機を設置する

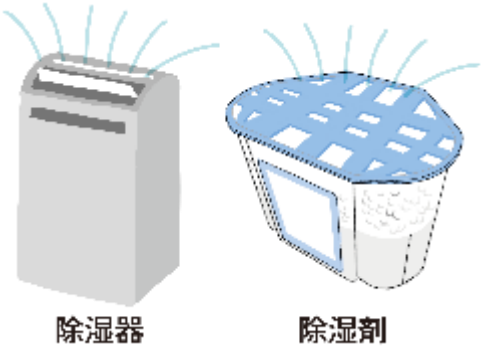

※石油ファンヒーターは燃焼時に水分を多く出すため乾燥には不向きです。冬季で使用する際は換気に努める。

この資料の取り扱いについて

災害に見舞われた方々に対して説明する資料として、PowerPoint形式でデータを公開しております。各地のご事情に併せて加工しご使用頂いて構いません。（商用利用は除きます）

ご使用の際は以下のフォームより、ご所属、お名前、連絡先、用途を記載してください。

水害にあった家屋の対応_利用報告フォーム

この資料は、2023年台風13号のいわき市にて、被災された皆様に家屋の適切な保全方法をご理解を頂くために次の方々のご協力により作成しました。（法人格・敬称略）

- JVOAD技術系専門委員
- 情報提供および作成協力

  いわき市、いわき市社会福祉協議会、災害支援ネットワークIwaki、いわき水害技術系アライアンス
- イラスト提供

  震災がつなぐ全国ネットワーク、岡山NPOセンター、ピースボート災害支援センター
- 資料提供
  - 震災がつなぐ全国ネットワーク（水害にあったときに）
  - 災害支援ネットワークおかやま（水害からの復旧ロードマップ）

この資料は、Give2Asiaの助成を受けてJVOAD技術系専門委員会メンバーの一般社団法人ピースボート災害支援センターが主幹として作成しています。

DisasterLink Network Member Give2Asia